雇児発 0328 第 11 号 社接発 0328 第 25 号 老 発 0328 第 3 号 平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長(公印省略)

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について」の一部改正について

居宅介護事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 12 年 9 月 8 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

新 IΒ 障 第 671号 障 第 671号 社援第 2030 号 社援第 2030 号 老 発 第 629 号 老 発 第 629 号 児発第 733 号 児 発 第 733 号 平成12年9月8日 平成12年9月8日 都道府県知事 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 各 指定都市市長 殿 中核市市長 中核市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長 厚生省児童家庭局長 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について(通知) 資産要件等について(通知) 社会福祉法人(以下「法人」という。)については、その公益性を担保し、事 社会福祉法人(以下「法人」という。)については、その公益性を担保し、事 業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するため 業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するため の所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営し の所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営し ない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時|ない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時 において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原一において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原 則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないことと 則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないことと していたところです。 していたところです。 他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開 他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開 に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、一に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、 今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。 今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

活用することができることとなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし「活用することができることとなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし

このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を

このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を

新

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め ましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 (略)

①・② (略)

2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の 経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護 等事業の経営と併せて行うことができるものとすること。

- ① (略)
- ② 障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業
- ③~⑤ (略)
- 3 4 (略)

IE

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め ましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

- 1 (略)
 - ①・② (略)
- 2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲 1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の 経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護 等事業の経営と併せて行うことができるものとすること。
 - ① (略)
 - ② 障害児通所支援事業<u>(児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。) 又は放課後等デイサービスに限る。)</u>又は老人デイサービス事業 ③~⑤ (略)
- 3 4 (略)